

さらなる活発な地域活動を支援!

コミュニティ助成事業とは・・・

一般財団法人自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ助成活動を推進し、住民福祉の向上を図るため「コミュニティ助成事業」を実施しています。



宝くじ助成金
(コミュニティ助成事業) を活用

久米島町では、令和2年度コミュニティ助成事業を活用し、「上阿嘉」・「謝名堂」・「具志川」の自治会を対象に地域行事に必要な音響機器やエイサー用品、会議用の椅子やテーブルの整備をしました。本事業で整備された設備を活用して、今後も地域の伝統文化を継承するとともに、各種地域行事を活性化させることにより、地域コミュニティの維持と強化を図ります。



具志川自治会



謝名堂自治会



上阿嘉自治会



「空き家関係の 法改正について」

こんにちは、島コン矢島です。暑くジメジメした久米島の梅雨ですが、皆さんいかがお過ごしでしょうか。今月は、現在開かれている国会で、空き家関係の法案改正の成立が進められています。民法の改正によって皆様にも関係が出てくる可能性のある改正点をお伝えします。

- ・相続時の登記を義務化
- ・相続開始から「3年以内」に登記申請しなければ10万円以下の過料10年間遺産分割が未了の場合法定相続で分割
- ・土地の所有権の要件の緩和

- ・建物や土壌汚染がなければ国庫に返納できる(有償)
- ・住所氏名変更の移転登記も義務化
- ・2年以内に登記申請しなければ、5万円以下の過料。
- ・所有者不明の土地・建物の活用

公告の後、他の共有者で管理できるようにする。
補修や短期の賃貸借を共有者の過半数で決定できる。
裁判所の許可で管理人を選定すれば

ば売却も可能に。
以上のような法案が、現在行われている国会で審議され2023年に施行される予定です。

簡単に言うと、相続が発生したものは必ず登記しなければならず、登記されている所有者が不明の場合でも、活用できる方法を提示できるようにする法案です。

今まで、「そのままにしておいても特に何もないし、何かしようとして煩わしさがあるならそのままにしておこう」が出来なくなってしまう。

2023年といえば、まだ先ですが、今からその時になって困らないよう準備をすることを勧めます。

不動産は同じ物がありません。各々の事例に応じたご相談に応じておりますので、是非一度島コンまでお問い合わせください。

※5月の空き家活用相談は、コロナウイルス感染症対策もあり、まずはお電話で問合せください。



じーも
矢島です

お問い合わせ先 場所: コワーキングスペース仲原家(字真謝20番地) ☎894-6488 info@shimagurashi.net